

2025-2027 年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」 に係る研修委託契約（ランプサム契約）参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国の水道行政を担う政府及び水道事業体の幹部職員及び実務担当職員を対象に、日本の水道行政に関する経験や技術、水道整備に関する国際的な経験や今後の動向などを紹介する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 国際厚生事業団（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1983 年の設立以来、国際的な保健・福祉の発展に貢献することを目的として、研修事業、調査、専門家派遣、国際会議等を行い、アジア地域を中心とする開発途上国を対象とした厚生分野の人材育成事業を実施しています。

JICA 事業においては、1989 年度から 2024 年度まで継続的に本課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」を実施し、計 560 名以上の研修員を受入れてきたほか、薬事行政の向上を目的とした課題別研修等を実施しています。また、水道分野においては、特定者の職員が JICA 専門家としてアジア地域に派遣された中で、当該国政府との活動の中で課題が明らかとなり、国別研修の要請に至った事例もあります。特定者は、研修事業を通じた、厚生分野の開発途上国人材育成に係る豊富な知見を有していることから、研修対象者のニーズを踏まえた実践的かつ効果的な研修内容を提供することが可能です。

さらに特定者は、本研修に関係する国土交通省や日本水道協会等の団体と普段よりネットワークを有していることに加えて、オンラインによる遠隔研修実施の経験も有しています。

このことから特定者は、本研修の実施に必要な水道分野及び発展途上国における人材育成・研修実施に係る知見・ノウハウの全てをあわせ持つほぼ唯一の機関であり、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025-2027 年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」に係る研修委託契約（ランプサム契約）
- (2) 案件概要：別紙 2 「研修委託業務概要」のとおり

(3) 実施期間 (2025 年度) :

- ① (A) コース : 2025 年 9 月上旬 ~ 2025 年 9 月中旬 (予定)
- ② (B) コース : 2025 年 11 月中旬 ~ 2025 年 11 月下旬 (予定)

(4) 契約履行期間 (2025 年度) : 2025 年 7 月中旬 ~ 2026 年 1 月下旬 (予定)

※2026 年度、2027 年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

(5) ランプサム (一括確定額請負型) 契約 : 本件については、研修実施経費積上方式ではなく、研修委託業務の履行期間内の実施及び完了に対して契約金額 (確定額) を支払うランプサム契約にて実施します。

2 応募資格

(1) 基本的要件 :

- 1) 公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格 (以下、「全省庁統一資格」という。) を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」 (平成 20 年 10 月 1 日規程 (調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者 (以下、「提出者」という。) は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等 (提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。) が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等 (各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程 (平成 24 年規程 (総) 第 25 号) に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。) である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
 - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
 - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
 - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事

業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2025年度案件を第1回目として受託し、2027年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2025年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2027年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための総括責任者を選任し、機構担当者および関係機関等と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025年4月3日(木)12:00まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・ 参加意思確認書(別紙3) ・ 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2025年4月10日(木)
	通知方法	メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、(4)に記載のメールアドレスへ締切日必着で送信すること。
	請求締切日	2025年4月17日(木)
	回答予定日	2025年4月24日(木)
	回答方法	メール
(4) 提出先・		JICA 東京 経済基盤開発・環境課

メールアドレス		(担当：近藤) 電話：03-3485-7659 メールアドレス：tictree@jica.go.jp
---------	--	--

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は 30MB 以下としてください。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙3）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID 、パスワード JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参ください。
- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付します。万一連絡がない場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせください。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けませんので、早期の提出を推奨します。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025-2027 年度課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」に係る
研修委託契約業務概要

以下の記載は、2025 年度に係るものである。2026 年度、2027 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募資格（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：

課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」

(2) 技術研修期間（予定）：

- ① (A) コース：2025 年 9 月上旬～2025 年 9 月中旬
- ② (B) コース：2025 年 11 月中旬～2025 年 11 月下旬

(3) 研修員（予定）

1) 定員：

- ① (A) コース：8 名
- ② (B) コース：8 名

2) 研修対象国：

- ① (A) コース：カンボジア、東ティモール、パキスタン、ソロモン、アンゴラ、モザンビーク、スーダン、バングラデシュ
- ② (B) コース：ウガンダ、パレスチナ、ヨルダン、ルワンダ、南スーダン、インド、ラオス、バングラデシュ

3) 研修対象組織：水道行政を担当する省庁または地方自治体、もしくは水道事業体（公社または民間企業）

4) 対象者：

水道行政担当省庁または水道事業体で、水道行政、水道事業経営を担当する幹部職員及び幹部候補生

水道管理行政、水道事業経営に係る十分な職務経験を持つ者（10 年以上の経験が望ましい）

将来に亘り水道分野で活動を行う予定の者

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

水へのアクセスは人間の生存に不可欠であるとともに、経済活動を支える上でも必須であり、国連は飲料水へのアクセスは人権であると宣言してい

る。水系感染症により、乳幼児を中心に年間 50 万人以上が死亡し、低体重・栄養失調の 50%は水・衛生の問題に関連している（世界保健機構 WHO）。女性や子供が主に担っている水汲み労働も大きな負担であり、子供が学校に行けないなど教育にも影響している。新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の予防にも、水の供給と手洗い等の衛生的な行動習慣の定着が不可欠であるが、学校や保健施設においても給水施設、トイレ、手洗い設備が普及していないことが課題となっている。

水へのアクセスは SDGs ゴール 6 のターゲット 6.1 において掲げられており、日本政府の推進する「人間の安全保障」に不可欠なものである。2022 年 4 月に熊本市で開催された第 4 回アジア・太平洋水サミットにおいても、岸田元総理が「熊本水イニシアティブ」を発表し、今後 5 年間で約 5 千億円の支援を実施して、世界の水関連の取組を加速化すると表明した。

開発途上国では人口が増加の一途を辿る中、都市部を中心に安全な水へのアクセス率が伸びておらず、安全かつ効率的に水供給できる水道の整備が急務となっている。良質な水道サービスを安定的に実施するためには、行政・法制度、施設、水質管理、無収水管理等に係る整備、能力向上が必要であるが、多くの開発途上国ではこれらが不足し未だ確立されていない。

日本の水道は欧米諸国の水道技術を取り入れ発展しつつも、戦後直後までは開発途上国と類似の問題を抱えていた。その後、経済成長に伴い、水道行政・事業経営・技術を急速に向上させ、公衆衛生と生活環境の改善に大きな役割を果たしてきた。

本研修は、上述の通り我が国がこれまでに蓄積してきた水道行政・事業経営・技術に係る知識・経験を活用し、水道管理行政及び水道事業経営に係る能力向上を目的として実施するものである。

また、開発途上国の上水道分野に対する支援については、我が国の水道事業体人材による協力が不可欠である。そのため、同水道事業体における国際協力人材の育成を図るため、B コースについては、能力強化研修「水道」と合同にて実施し、その人材育成を図る。

(6) 案件目標：

海外研修員が自国内の水道行政、経営、維持管理に関連する重要事項、今後の課題を整理し、具体的に実施できる改善案を策定するとともに、その改善案が関係部局内で共有される。

国内研修員は、海外協力の基礎的知識を身につけるとともに、海外研修員との交流を通じて開発途上国の水道事業現状理解、人脈形成を図る

(7) 単元目標（アウトプット）：

①各国の現状や主要課題の共有等を通じ、より良い水道事業運営のための

課題特定と優先順位付けが行われる。

②日本の水道行政・管理・運営を理解し、より良い水道事業運営のための課題特定と優先順位付けが行われる。

③水安全計画を明確に理解し、水質管理問題に関する課題の優先順位付けが行われる。

④漏水と盗水について明確に理解し、無収水問題に関する課題の優先順位付けが行われる。

⑤モニタリングやその他のオペレーション&メンテナンスについて理解し、管理・運営上の課題の優先順位付けが行われる。

⑥帰国後、本コースの中で特定され、優先順位付けされた課題に取り組むための「改善計画」が作成される。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【討論】 インセプションレポート発表

【討論】 インブルーメントプラン作成・発表

【講義】 日本の水道行政・水道供給の歴史と現状

【講義】 東京都水道局の経験

【講義・討論】 健全な水道事業経営

【講義・討論】 アセットマネジメント、危機管理

【講義・討論】 官民連携

【視察】 研修・開発センター

【講義・討論】 公衆衛生と水道事業

【講義・討論】 水質管理、水安全計画、PI

【講義・演習】 無収水対策と経営、水質との関わり

2) 研修方法

ア. 講義

イ. 演習・討論

ウ. 視察

エ. レポート 作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

ア. ブリーフィング（滞在諸手続き）：1.5 時間（来日翌営業日の午前）

受入時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、来日翌日に実施する。

イ. プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：1 時間（来日翌営業日の午後）

当該研修の関係者紹介、全体日程や案件目標・単元目標を含むカリキュラム及び構成に係る説明、その他研修実施に必要な事項について研修員に説明する。受託者は、機構と共にプログラムオリエンテーションを実

施する。

ウ. 評価会、閉講式：2 時間（離日前日）

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025 年 7 月中旬～2026 年 1 月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の作成指導、評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 1 名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受

入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。

- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務：本業務においては、「2. 委託業務の内容」に記載したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以 上